

町民意見公募手続き実施結果

案 件 名	八雲町過疎地域持続的発展市町村計画(行政素案)について	提出意見に対する担当部局等の検討経過	
担 当 部 局	政策推進課	担当部局検討結果(案)の作成	令和8年2月10日(火)～令和8年2月13日(金)
意見募集期間	令和8年1月10日(土)～令和8年2月9日(月)	関係部局検討結果(案)の協議	令和8年2月16日(月)～令和8年2月18日(水)
公表年月日	令和8年3月9日(月)	※関 係 部 局	政策推進課、水産課、産業課、農林課
意見提出数	1件	町長決裁にて検討結果の決定	令和8年2月20日(金)

No.	町民意見の内容	回答内容(八雲町の考え方等)	意見反映の状況
1	<p>22 ページ 3産業の振興「○特に重点を置く施策」について</p> <p>北海道大学水産学部との共同事業「熊石地域水産試験研究推進事業」の「イトウの海中養殖」は八雲町では手がけないでいただきたい。</p> <p>理由：八雲町が北海道大学水産学部と取り組む「イトウの海中養殖」は、サーモン海中養殖において、海中養殖中のニジマスが逃走し、定置網で捕獲されている事実があり、海中養殖のイトウの逃走が予測されることから、生態系の攪乱を生じさせる可能性があり、かつ、生物多様性保全やイトウの地域個体群保全に反し、社会貢献にかこつけただけの「科学倫理に欠けた」事業は不適切である。</p>	<p>本計画に記載している北海道大学水産学部との共同研究は、海洋環境の特性や水産資源の持続的な利用に関する科学的知見の蓄積を目的として実施するものであり、現時点において特定の魚種の養殖事業の実施を決定するものではありません。</p> <p>ご指摘のとおり、養殖事業については、生態系への影響や遺伝的影響等に対する十分な配慮が重要であると認識しております。</p> <p>今後、具体的な試験研究等が検討される場合においては、関係機関との協議を踏まえ、必要な環境配慮や安全対策等について確認が行われることとなりますが、本計画は個別の養殖事業の実施の可否を定めるものではありません。</p>	C
2	<p>21～22 ページ 3産業の振興「○特に重点を置く施策」のコンブ礁造成事業について</p> <p>コンブ礁造成事業に依存せず、地元が存在する岩礁や転石にこそコンブを生育させるように、コンブの胞子の付着を妨げる「漂砂」、また、コンブの幼芽をそぎ落とす「漂砂」を低減・抑止するために、「漂砂」をもたらす町内各河川から流れ出す泥水を低減抑止させるために各河川の「治山ダム」</p>	<p>コンブ礁造成事業は、近年の磯焼けの進行に対応し、水産資源の回復と漁場環境の改善を図ることを目的として実施するものです。</p> <p>また、海域環境の保全や改善が重要であることについては、町としても重要な視点であると認識しております。</p> <p>一方、治山ダム及び砂防ダムは、土砂災害の防止や山地崩壊の防止など、地域の安全確保を目的として設置されている施設です。これら</p>	C

○意見反映状況の標記 A：意見に基づき案件に反映(修正)するもの B：意見が既に反映されているもの C：意見を案件に反映しないもの
D：今後の参考とするもの E：その他(内容についての質問、感想、要望等)

No.	町民意見の内容	回答内容(八雲町の考え方等)	意見反映の状況
	<p>」・「砂防ダム」の撤去を施策に取り入れていただきたい。</p> <p>理由：「治山ダム」・「砂防ダム」がその下流一帯の川底を深く掘り下げた結果、川の至る所で川岸が崩れ、川岸は垂直の崖になっているので、降雨でちょっと増水するだけでも、垂直の壁になった川岸の下層部の土砂が水流で浸食されて抜かれるので、その上層部の土砂が、ちょうど「砂山崩し」のように、立木もろとも川に崩れ落ち、この崩れ落ちた土砂が泥水となって、川から海に流れ出し「漂砂」を海底にまき散らし、岩礁や転石を「漂砂」が覆うようになって、コンブの胞子が岩礁や転石の地肌（基質）に付着できず、コンブが生えなくなっている。従って、コンブの胞子の付着を阻害する「漂砂」を生み出す「泥水」を低減・抑止する必要があり、泥水を発生させる要因となっている上流の治山ダム・砂防ダムをコンブ礁造成事業と並行して撤去することを施策として行っていただきたいです。</p>	<p>の施設については、八雲町が管理するものではなく、北海道等が管理主体となっております。</p> <p>これらの施設の取扱いについては、施設の設置目的や防災機能、周辺環境への影響等を踏まえ、管理権限を有する機関において総合的に判断される事項であることから、本計画において撤去を施策として位置付けるものではありません。</p>	
3	<p>22 ページ 3 産業の振興「○特に重点を置く施策」の「ひやま地域サケ増殖事業」について</p> <p>当該事業と同時に、自然産卵由来のサケ資源の劣化した産卵場を蘇らせる目的で、泥水を低減・抑止させる必要があるので、町内各河川の「治山ダム」・「砂防ダム」の撤去を施策に加えていただきたい。</p> <p>理由：沿岸のサケ定置網で漁獲されるサケはふ化場由来の放流サケと自然産卵由来のサケである。河川に遡上するサケの70～80%が自然産卵由来のサケで、20～30%がふ化場由来の放流サケとの報告があることから、サケの漁獲減は、町内の各河川における自然産卵由来のサケ資源の枯渇に原因があることが疑われるので、自然産卵由来のサケ資源を蘇らせることが必要です。地球温暖化の影響下においても、ふ化場由来の放流サケの回帰率</p>	<p>サケ資源の回復及び保全是、地域の水産業を支える重要な課題であり、町としても関係機関と連携しながら各種の増殖対策に取り組んでおります。また、河川環境の保全が水産資源にとって重要であることについても認識しております。</p> <p>一方、治山ダム及び砂防ダムは、土砂災害の防止や山地崩壊の防止など、地域の安全確保を目的として設置されている施設です。これらの施設については、八雲町が管理するものではなく、北海道等が管理主体となっております。</p> <p>これらの施設の撤去等については、管理主体においてその機能や周辺環境への影響等を踏まえて総合的に判断される事項であることが</p>	C

○意見反映状況の標記 A：意見に基づき案件に反映(修正)するもの B：意見が既に反映されているもの C：意見を案件に反映しないもの
D：今後の参考とするもの E：その他(内容についての質問、感想、要望等)

No.	町民意見の内容	回答内容(八雲町の考え方等)	意見反映の状況
	<p>は1%に満たないながら、それでも回帰しており、自然産卵由来のサケ資源が残っていれば、この2倍～3倍、つまり、2%前後の回帰率があつて然りなのです。自然産卵由来のサケ資源の減少は、地球温暖化説が登場する前から見られており、川に泥水が頻繁に出るようになって、川底に砂の堆積が目立つようになってから減少しています。川底の石の間に産み落とされたサケの卵は、石のすき間を流れて来る水流で、酸素をもらい育つのに、川底に沈殿、堆積した砂が石のすき間を塞げば、川底の石の間に収められたサケの卵は、酸素を運ぶ水流が途絶え、卵の段階で窒息してしまうので、その結果、自然産卵由来のサケ資源が減少したのです。だから、まずは、泥水を止めれば改善が期待できるのです。泥水の発生原因については、【意見-2】の理由で述べたとおり、「治山ダム」・「砂防ダム」にあるので、早急に「治山ダム」・「砂防ダム」を撤去し、自然産卵由来のサケ資源を蘇らせることに取り組むことが必要というわけです。</p>	<p>ら、本計画において撤去を施策として位置付けるものではありません。</p>	
4	<p>48 ページ 12 再生可能エネルギーの利用の推進について</p> <p>一次産業を支える森林や河川の「再生産の仕組み」を損なう事業として、風力発電事業や小水力発電事業、及び大規模な太陽光発電事業、また、地熱発電事業は八雲町では取り組まないようにしていただきたい。</p> <p>八雲町は酪農の町であり、排出される糞尿の処理に頭を痛めていると聞いて久しいが、今こそ、この家畜糞尿を利用したバイオマス発電事業に取り組み、事業を展開していただきたい、また、大規模な土地開発や大規模な設備が不要なペロブスカイト太陽光発電をこそ、既設の公共施設や公共物（防雪柵・電柱・擁壁等々既設の工作物）を活用し、新庁舎や町内一般家庭も巻き込んで、展開することを施策に入れていただきたい。</p>	<p>本計画における再生可能エネルギーの推進は、脱炭素社会の実現に向けた国の方針やエネルギー政策を踏まえ、町としての基本的な方向性を示すものです。</p> <p>再生可能エネルギー事業の実施にあたっては、自然環境や景観、生態系への影響等に十分配慮することが重要であり、個別の事業については、国の基準や関係法令に基づき、環境影響評価等の必要な手続きを経て判断されることとなります。</p> <p>また、ご指摘の家畜ふん尿を活用したバイオマス発電については、町内において既に複数の施設が稼働しており、酪農経営の規模や経営条件に応じて導入が進められているものと認識しております。</p>	C

○意見反映状況の標記 A：意見に基づき案件に反映(修正)するもの B：意見が既に反映されているもの C：意見を案件に反映しないもの
D：今後の参考とするもの E：その他(内容についての質問、感想、要望等)

No.	町民意見の内容	回答内容(八雲町の考え方等)	意見反映の状況
	<p>理由：風力発電事業は風衝地帯で、木を伐れば育ちにくい本来は禁伐の稜線部の森林を伐採し、地形を大規模に改変しての事業なので、森林の豊かな栄養成分が流れ出す源となる八雲町の豊かな森林を、原点から破壊することになり、かつ、八雲町の町民憲章にも反する事業なので手がけないでいただきたい。また、遊楽部川や町内の各河川に越冬飛来するオオワシ・オジロワシ・オオハクチョウ・マガン・ヒシクイなどの他、たまに飛来するタンチョウ、さらに、森林に生息し、繁殖しているクマゲラ、オジロワシ、クマタカ、オオタカ、ハイタカ、ハヤブサ、エゾフクロウなど、多くの天然記念物・希少種・貴重種を風車の羽で叩き殺すような事業は、八雲町には取り入れるべきではない。特に、オオワシは町民憲章を象徴し、「八雲町の鳥」に指定しているわけですから、事業者がバードストライクは避けられないと明言する風力発電事業を導入することは、町内外に説明がつかないばかりか、八雲町民が恥をかくことにもなりかねません。黒松内町では「景観条例」で風力発電事業の受入を拒否しているのに、八雲町では町民憲章がありながら、また、町の鳥「オオワシ」としていながら、山林の自然を損ない、町の象徴であるオオワシを叩き殺す事業を受け入れることは、町民としては全体に受入難いことです。遊楽部川をはじめ、サケ資源が激減した河川において、泥水を低減、抑止することでサケ資源を蘇らせることが可能なので、サケ資源の回復の取り組みが始まった時には、オオワシやオジロワシたちが、サケ資源の回復状況を教えてくれることになるのです。オオワシやオジロワシはありがたくも、貴重な存在です。大事にしてください。それから、八雲町が手を上げた環境省の風発適地調査では、明らかに調査の不備があり、今後、この調査の不備を指摘していきま</p>	<p>一方、導入にあたっては施設整備費や運営体制等の課題もあることから、それぞれの経営条件や制度の状況等を踏まえた検討が必要となるものと認識しております。</p> <p>また、ペロブスカイト太陽光発電などの新たな技術についても、今後の技術動向や制度の整備状況等を踏まえた対応が必要となるものと認識しております。</p> <p>これらの再生可能エネルギーの導入に関する具体的な内容については、個別の事業ごとに関係法令や制度等に基づき判断される事項であり、本計画は再生可能エネルギーの方向性を示すものであって、特定の発電方式の実施の可否を定めるものではありません。</p>	

○意見反映状況の標記 A：意見に基づき案件に反映(修正)するもの B：意見が既に反映されているもの C：意見を案件に反映しないもの
D：今後の参考とするもの E：その他(内容についての質問、感想、要望等)

No.	町民意見の内容	回答内容(八雲町の考え方等)	意見反映の状況
	<p>す。</p> <p>また、小水力発電事業は「治山ダム」・「砂防ダム」の影響を温存させる事業なので、【意見-2】及び、【意見-3】の理由により、撤去すべき人工工作物なので、不適切な事業として、平田内川以外では、手がけないでいただきたい。</p> <p>地熱発電事業については、地中の地層の状態も分らぬままに行う事業なので、断層等地層にどのような影響を与えるとも分からないので、八雲町では手がけないでいただきたい。また、大規模な太陽光発電事業は、豊かな八雲町の自然資源や自然景観を損なうことになるので、同様に町民憲章に照らし、その主旨に反するような事業は手がけないでいただきたい。むしろ、家畜の糞尿を利用したバイオマス発電事業やペロブスカイト太陽光発電をこそ、自然再生エネルギー事業として、展開して取り組んでいただきたい。</p>		

○意見反映状況の標記 A：意見に基づき案件に反映(修正)するもの B：意見が既に反映されているもの C：意見を案件に反映しないもの
D：今後の参考とするもの E：その他(内容についての質問、感想、要望等)